

届け出制手数料表に係る手数料表

- 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	負担者 ¥1,000 手数料負担者は求人者とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 {内定書や労働条件通知書等に記載されている額} の 上限 30% (又は 円) 【 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用 期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金 （内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 上限 30% (又は 円) 手数料負担者は求人者とします

- 求職者から徴収しません

令和8年5月1日

ワークサービス山形

TEL 023-634-9644